

平成 22 年度以降の単木保護対策（剥皮防止用ネット）実施範囲について

1. 実施対象

単木保護対策の実施対象は、剥皮を受けやすく、剥皮により枯死しやすい樹種（トウヒ、ウラジロモミ、コメツガ、コバノトネリコ等）の母樹とする。

また、最近ではヒノキの剥皮が目立つようになってきており、単木保護の対象とする。

2. 実施範囲

平成 22 年度以降の実施範囲は以下のとおりとする。

① 平成 22 年度実施範囲

東大台・上道巴岳下付近～日出ヶ岳下テラスまで 1,950 本（図 1）

② 平成 23 年度以降実施範囲

東大台・正木峠南西斜面～尾鷲辻に至る森林後退の境界線（図 1）

3. 剥皮防止用金属製ネットから剥皮防止用非金属製ネットへの切り替えについて

金属製ネットは金属イオン等の影響があり、環境への負荷が懸念されるため、平成 22 年度以降は基本として非金属製ネットに切り替えることを決定した。

a. 金属製ネットと非金属製ネットの施工性の評価について

非金属製ネットは金属製ネットよりも作業効率が高く、運搬も容易であることなどから、金属製ネットに比べ、施工性が高いと判断した。

b. 金属製ネットによる蘚苔類への影響

金属製ネットから流出する金属イオンが蘚苔類の生育を阻害していることが示唆された（別紙 1）。今後は上記の検討結果を踏まえるとともに、特別保護地区における景観対策及び環境対策として、網目の大きさ（縦目 4～5 cm、横目 3～3.5 cm）、巻き付高（1,500 mm）、ネットの色（焦げ茶）、とした。

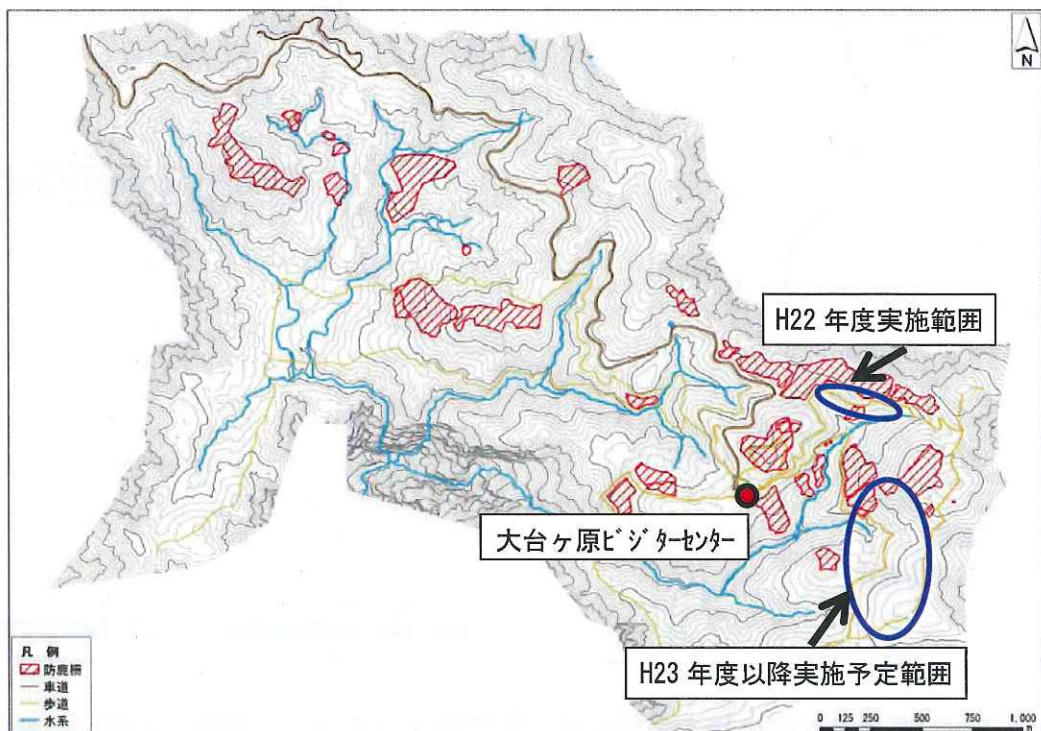


図 1 単木保護対策（剥皮防止用ネット）実施予定範囲

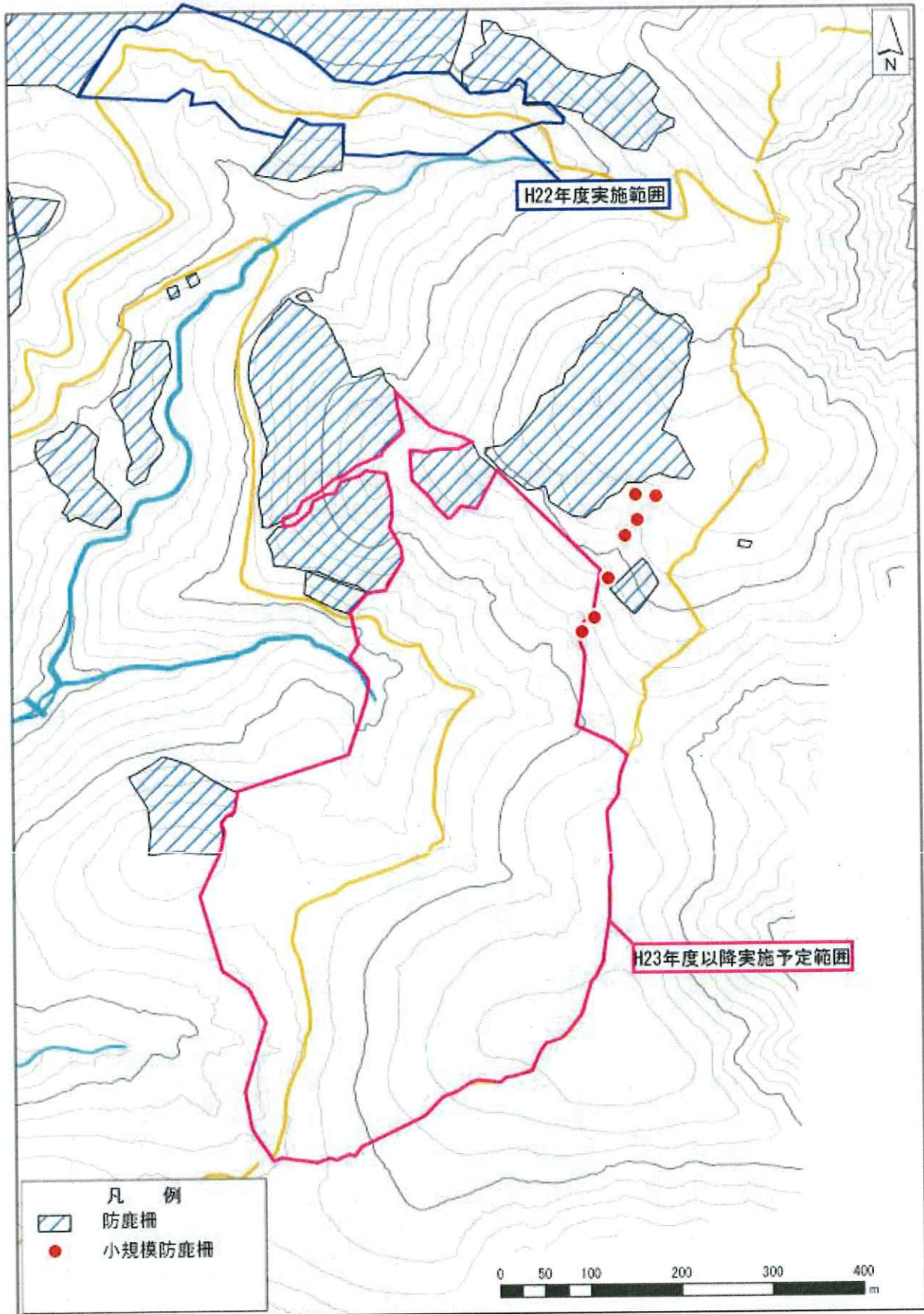


図2 平成22年度以降の単木保護対策（剥皮防止用ネット）実施予定範囲（詳細図）